

議第32号

高山市公設地方卸売市場新築工事（建築）請負契約の変更について

高山市公設地方卸売市場新築工事（建築）請負契約について、次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決を求める。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|------------|---|
| 1 変更前の契約金額 | 1,016,400,000円 |
| 2 変更後の契約金額 | 1,032,852,700円 |
| 3 契約の相手方 | 堀口・林特定建設工事共同企業体
代表構成員 高山市下切町2番地
株式会社堀口工務店
代表取締役 堀口 裕之
第2構成員 高山市江名子町3246番地11
株式会社林工務店
代表取締役 林 俊宏 |
| 4 変更の理由 | 地盤改良工事において強度試験を実施したところ、必要な強度を確保することができなかつたため、固化材を変更したこと及び卸売業者が一社化により経営方針を見直し、商品の高付加価値化を進めることとしたため、青果加工室において、断熱性能の高い仕上材に変更し、室内の衛生環境を向上させたこと等による。 |